

尿失禁

膀胱腫瘍、間質性膀胱炎などは含まれませんが、前立腺肥大症や神経因性膀胱によるものは含まれます。ちょっと複雑ですが、この切迫性尿失禁には膀胱の収縮を抑制する薬（抗コリン剤）や膀胱容量を大きくしたりする薬（β3アドレナリン受容体作動薬）が有効です。

もう一つは膀胱から尿が排泄できない尿閉で、尿がタラタラと溢れ出る尿失禁で溢流性（奇異性）尿失禁といいます。これは前立腺肥大症や神経因性膀胱といった脳卒中や骨盤内手術による神経損傷で起こる排尿・畜尿障害の患者さんにみられる尿失禁です。

このような患者さんはおしっこが近い、下腹部が痛いとお訴えて受診することが多いのですが、高熱を伴う細菌性前立腺炎で菌血症を発症していることもあります。また、おしっこが出ない状態が慢性的に続くと尿意がなくなりただ尿漏れだけを訴える人もいますが、この時すでに腎不全になっていることもあります。尿閉は風邪薬や大量の飲酒が誘因となることもありますので注意が必要です。

以上3つの代表的尿失禁を紹介しましたが、ほとんどの尿失禁は改善されるので尿漏れは恥ずかしいと思わないで泌尿器科医に相談してください。

医療メモ 本庄市児玉郡医師会広報部

尿失禁とは、無意識のうちに、又は意思に反して尿が漏れる状態です。

その代表的なものに腹圧性尿失禁、切迫性尿失禁、溢流性（奇異性）尿失禁があります。

咳やくしゃみをしたとき又は縄跳びや重いものを持ち上げたとき思わず漏れてしまうことはありませんか。これは中・高年以降の女性で特に経産婦・肥満の方に多くみられる腹圧性尿失禁です。加齢とともに女性ホルモンが低下し、出産にて骨盤底筋がゆるんだりした状態に急に腹圧が加わるときにおこる尿失禁です。この腹圧性尿失禁は軽度のものに対しては括約筋を鍛える骨盤底筋体操だけで良くなります。体操だけでは十分効果が得られない場合は、尿道の緊張を高める薬や、膀胱の収縮を抑える薬を使います。骨盤底筋体操や内服治療でほとんどの方は治ります。それでも失禁が治らない方には尿道を吊り上げる手術がなされたりします。

また、尿意切迫感とともに不随意的膀胱排尿筋収縮が生じることで起きる失禁を切迫性尿失禁といいます。最近よく過活動膀胱という言葉がテレビなどで耳にします。過活動膀胱は尿意切迫感を主症状とした症候群ですが尿失禁を伴うこともあります。尿意切迫感を伴う膀胱炎、膀胱結石、

休日・夜間の急病のときは…

●本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所 ☎ 23- 3 3 2 2

本庄市保健センター内で、内科系の比較的症状が軽く、入院の必要がない方の診療を行います。

※診療以外に関する問い合わせ・電話相談はご遠慮ください。

▶診療日 日曜・休日・年末年始（12/30～1/3）・平日木曜日夜間

▶診療時間 午前9時～正午、午後1時～4時、午後7時～10時（平日木曜日夜間は午後8時～10時）

※健康保険証を持参してください。

※夜間の診療は午後9時45分までに受付をしてください。

※4月30日～5月1日は、休日急患診療所は休診します。5月2日は、午後8時～10時の夜間診療のみ実施します。4月27日～5月6日に受診できる医療機関を市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

●在宅当番医療機関 ▶診療時間 午前9時～正午

4月7日(日)	田所医院	けや木1丁目	☎22-3445
4月14日(日)	辻クリニック	上里町七本木	☎35-1116
4月21日(日)	寺坂医院	西富田	☎22-3343
5月12日(日)	中沢皮膚科	東台2丁目	☎22-1112

※4月21日(日)の寺坂医院の耳鼻咽喉科診療は、県事業により午後5時まで実施します。

平成31年度対象者

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を実施

★健康推進課（保健センター内） ☎ 24-2003

平成31年度の対象者には、3月末に予防接種を郵送しました。接種希望者は、予防接種を持参のうえ、同封した通知に記載の実施医療機関で接種を受けてください。詳細については、対象者に届く通知をご確認ください。

※既に接種をしている方にも予防接種が届く場合があります。

●対象者

①平成31年度65・70・75・80・85・90・95・100歳以上になる方（2020年3月31日現在）

※4月1日生まれの方は3月31日に満年齢に達します。

②接種日時点で60歳以上65歳未満の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に一定の障害を有する方

※既に肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌肺炎球菌ワクチン）の接種を受けたことのある方は対象となりません（実費の場合も含まれません）。

●接種期間 4月1日(月)～2020年3月31日(火)

※①の対象者は、接種期間内であ

ば、誕生日を迎える前でも接種できます。

※②の対象者でこれから60歳を迎える方は、接種日に満60歳でないと受けられません。

※接種期間を過ぎた場合、又は2回目以降は全額自己負担となります。※今年度接種しなかった場合、来年度以降は対象になりません。

●自己負担額 2,000円

※生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援受給者、東日本大震災で被災された方は無料。

●接種回数 1回のみ

※かかりつけ医が埼玉県内の他市町村にいる場合、埼玉県の接種協力医であれば接種できます。接種協力医については、かかりつけ医又は健康推進課へお問い合わせください。



子ども医療費受給資格証が変わります

子育て支援課 ☎ 25- 1 1 3 0
支所市民福祉課 ☎ 72- 1 3 3 3

子ども医療費の年齢拡大に伴い、新しい受給資格証（薄緑色）を送付しました。4月1日以降は新受給資格証を使用してください。

※新受給資格証の有効期間は「平成」で表記されていますが、改元後も引き続き使用いただけます。

【子ども医療費の登録申請はお済みですか？】

子ども医療費の支給対象年齢拡大に伴い、新たに対象となった子どもには登録の案内を送付してあります。

登録をしないと、対象年齢でも受給することができませんので、まだ手続きをしていない方は申請してください。

※6月28日(金)までに申請した場合は、有効期間の始期が4月1日まで遡ります。それ以降は、申請日からの適用となりますのでご注意ください。

子育て支援のお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額改定

子育て支援課 ☎ 25- 1 1 3 0

4月分(2019年8月振込分)以降からの児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額が変更になります。

児童扶養手当(月額)

●子どもが1人の場合

全部支給：42,500円→42,910円

一部支給：42,490円～10,030円→42,900円～10,120円

●子どもが2人目の加算額

全部支給：10,040円→10,140円

一部支給：10,030円～5,020円→10,130円～5,070円

●子どもが3人目以降の加算額(1人につき)

全部支給：6,020円→6,080円

一部支給：6,010円～3,010円→6,070円～3,040円

特別児童扶養手当(月額)

●1級 51,700円→52,200円

●2級 34,430円→34,770円

★119番は緊急時(火災やけが人など)の受付専門電話番号です。医療機関情報については、[児玉郡市広域消防本部指令課 ☎ 24- 1 1 1 9](#)でご案内していますのでご利用ください。診療科目によっては県外や児玉郡市以外の病院をご案内する場合があります。